

第6回

(平成29年6月9日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成29年6月9日(金)午前9時30分から午前9時58分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名

1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員

5 議事日程

- 1) 会期の決定
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 会議書記の指名
- 4) 議第20号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第21号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第22号案 非農地証明願いに対する認定について
議第23号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

6 事務局職員

農地係 久保田文子

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、6番・7番委員を指名します。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

1番 先月、あっせんの畑 3,086 m²、5月16日、購買者と事務局、石松委員とあっせん会議を行い10アールあたり300千円で売買が成立しましたので報告します。

8番 6月7日、女性ネットワークの総会があさざり町であり出席しました。

議長 議事に入ります。議第20号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第20号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番について、8番委員より調査報告をお願いします。

8 番 (調査番号1) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は新規就農です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力2人)とパートです。経営面積は、143a田111a畑32a。水稻、イチゴ、たまねぎなどです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):300m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):小作に出していない。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、田植機、管理機など、他は委託作業。8番(取得農地の利用計画):水稻、イチゴ、たまねぎ、人参、スッキーニ、ジャガイモなどいろいろな作物。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力されています。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議 長 議第21号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第21号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番について、9番委員より調査報告をお願いします。

9 番 (調査番号1) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅及び事業用倉庫です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第3種農地。2番(着工時期):平成29年8月20日から30年5月31日の予定。3番(資金調達):借入金。5番(周囲の承諾):同意済み。6番(公衆衛生)下水道の整備済。7番(転用措置):問題なし。10番(農振法):農地用区域外。11番(取得価格):315万円以上、報告終わります。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。

議 長 議第22号案非農地証明願いに対する認定についてを上程します。

事務局 議第22号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議 長 調査番号1番について、西地区の代表者の方の調査報告をお願いします。

4 番 調査番号1番について、代表して4番より調査報告をします。調査は6月6日午後1時から西地区の農業委員3名、推進委員2名で現地確認を行いました。調査報告の

結果を報告します。申請人の住所、氏名、申請物件については記載のとおりです。現地の状況としまして、別紙写真を用意しております。調査結果としましては、昭和58年に七水口に名前のとおり出水があったらしいです。58年に熊本県が買収しています。そこで工事が行われ2㎡が取り残されて田になっているところです。現況から見ましても、土手に近いような田です。野焼きしてあるところの左側の土手畳1枚分です。結果としましては、非農地と認めました。農業委員、農地利用最適化推進委員で協議しました結果、非農地と判断しました。報告終わります。

- 議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。
- 2 番 出水があつて、県が買収して、工事して買収しなかったということですか。
- 4 番 登記書を見た時に、一度、買収にかかつて、2㎡だけ除外されて、同じ年月に戻してある形になっています。
- 議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

- 議 長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。
- 議 長 議第23号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画（平成29年6月8日付け：球錦農林第3310号）の諮問があり、今回は所有権移転4件、利用権の再設定が13件、新規が4件です。

事務局 議第23号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）
（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である
 - イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。
の各要件を満たしていると考えます。

- 議 長 報告第6号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について上程します。

議 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第6号農地法第18条第6項の規定による賃貸借借の合意解約について（朗読）

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月9日

農業委員会会長

6番 農業委員

7番 農業委員
